

緑の基本計画の改定について

答 申

平成 22 年 9 月 2 日

名古屋市緑の審議会

名古屋市では、平成13年3月に、都市環境や地球環境の改善への貢献、うるおいと安らぎの提供、生命（いのち）を実感できる場の確保、防災性の向上、人々の交流と文化を育む空間づくりなど、花・水・緑を積極的に生かしたまちづくりを具体的に進めるため、目標年度を平成22年度とする「名古屋市みどりの基本計画（花・水・緑 なごやプラン）」が策定された。そして、都市の緑の骨格を形成する公園緑地を都市計画で定めて事業推進を図るほか、土地区画整理事業等による都市公園や道路に付随する街路樹などの整備によって、緑を確保してきた。また、民有緑地についても、特別緑地保全地区の指定などにより緑地の保全に努めるとともに、新たに緑化地域の指定により緑地の創出を図ろうとしているところである。

それでもなお市内の緑は引き続き減少していく可能性があり、ヒートアイランド現象の進行や生物多様性の低下など様々な弊害が予想される。そのため、現行の計画の適正な評価・整理を行うとともに、新たな視点を取り入れて計画を改定し、施策を展開していくことが求められている。

ここで本審議会は、平成20年11月13日に名古屋市長より諮問された「緑の基本計画の改定について」に対して、緑の基本計画検討部会を設けて調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので、名古屋市長に答申するものである。

本審議会は、名古屋市が本答申の趣旨にしたがって早急に具体的措置を講じることを要望する。

名古屋市緑の審議会

会 長		奥野 信宏
部会長	○	向井 清史
委 員		飯尾 歩
	○	石川 幹子
	○	大和田 道雄
	○	尾田 榮章
		亀山 章
	○	後藤 澄江
		坂口 光
	○	佐々木 葉
		新海 洋子
		滝川 正子
		椰野 良明
	○	半田 真理子
		丸山 宏

○ 緑の基本計画検討部会構成委員

目次

はじめに	1
第1章 緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する評価	2
1 名古屋の緑の計画の経緯	
2 名古屋の緑の現況	
3 緑の基本計画の改定について	
第2章 めざすべき名古屋市の緑	7
1 緑を取り巻く潮流	
2 緑のまちづくりに対する基本姿勢	
3 緑の将来目標の設定	
第3章 施策の進め方	12
1 重点的テーマの検討	
2 リーディングプロジェクトの設定	
3 緑の配置計画	
第4章 計画の進行管理と見直しの方法	23
1 計画の推進体制	
2 計画の評価と見直し	
おわりに	24

はじめに

自然と共生する持続可能な社会の構築が求められるなか、都市における緑は様々な機能と役割を有し、その保全と創出の一層の推進が望まれています。

私たち人間の暮らしは生態系から受ける様々なサービスを基礎として成り立っています。例えば、都市の緑は生物の生活の場となり、生物多様性を向上させます。また、ヒートアイランド現象を和らげ、大気浄化や水質浄化、騒音・振動の防止に寄与するなど、快適な都市の環境を維持するための働きがあります。市民生活の面からも、都市の緑は、見たり触れたりすることで人々を癒し、心身の健康の増進に寄与し、子どもたちの健やかな成長の場となり、新たな地域コミュニティの形成にもつながるなど、市民の健康で活力ある暮らしの実現に欠くことができない存在です。

このような様々な緑の役割をふまえ、都市緑地法第 4 条に規定された緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という）を改定するにあたっては、名古屋市の緑の現状とこれを取り巻く情勢を評価分析し、取り組みの方向性を示し、各種施策を効率的効果的に実践する仕組みを構築していく必要があります。

名古屋市では、平成 17 年に緑のまちづくり条例を制定しており、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たしながら、相互協力により緑地の保全・創出施策に取り組み、緑あふれる良好な都市環境の形成と、そこでの市民の健康で快適な生活の維持、生物の生息・生育環境を確保していくことを定めています。しかしながら、市内の緑はいまだに減少傾向が続いており、既存の緑の保全を図りながら新たな緑を創出していくことは緊急の課題となっています。

本答申は、緑の審議会に対して諮問された「緑の基本計画の改定について」に関し、こうした現状と課題を整理した上で、名古屋市の緑の基本計画の考え方と計画の推進手法をまとめたものです。

第1章 緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する評価

1 名古屋の緑の計画の経緯

(1) 計画の変遷

名古屋市では、昭和 53 年に「緑化都市宣言」が名古屋市会で決議され、「みどりあふれる緑化都市」の実現に努めています。これまでの緑に関する総合的な計画としては、昭和 48 年「緑のまちづくり構想」、昭和 55 年「名古屋市緑の総合計画」、平成 2 年「名古屋市都市緑化推進計画（緑のランドデザイン 21）」、平成 13 年「名古屋市みどりの基本計画（花・水・緑 なごやプラン）」と続いており、これらに沿って各種の緑化関連施策が実施されてきました。

また、都市計画との関連については、昭和 59 年の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」において、名古屋都市計画区域に関して「緑のマスタープランの基本的事項」が愛知県により位置づけられており、この方針と整合を図りながら推進されてきました。

(2) 名古屋市緑の基本計画の評価

平成 13 年の「名古屋市みどりの基本計画（花・水・緑 なごやプラン）」では、以下の 3 つの「みどりの将来目標」を定めて計画の推進が図られてきました。

①目標 1

市民生活の視点を大切にし、市民・事業者・行政の「協働」によって、「快適空間都市～花・水・緑なごや～」をつくります。

【評価】

森づくり活動団体への支援や緑のパートナー制度の創設など、市民・事業者との協働の取り組みについては、多くの市民に参加をいただき、一定の成果を上げることができました。しかし近年、まちづくりに対する市民や事業者との協働の重要性がますます高まっています。また、団塊の世代が定年を迎える年代に差し掛かることなどに伴う市民の生き甲斐づくり、健康づくりといった要請も高まると考えられます。

都市の緑は市民の暮らしに身近な存在であり、市民主導のまちづくりを進める上でも基本的なテーマとなることから、市民や事業者等との協働のあるべき姿を模索しながら、さらに緑の保全等の取り組みを推進していくことが望ましいと考えます。このため、市職員のパートナーシップへの理解を高めながら、緑への興味のある市民の参画を一層進めて行く必要があります。また、これまで緑の取り組みへの関心の低かった市民を含めて、さらに幅広い市民に緑に関心をもっていただき、より多くの市民に対して協働の裾野を広げていくべきと考えます。

②目標 2

将来の望ましい姿として、身近なみどりと都市の骨格となるみどりを育て、市域面積の30%をみどりにします。

【評価】

農地や私有樹林地を中心に緑被地の減少傾向が続いており、平成17年には市域の25%を割り込む状況となっています。これを食い止めるため、公園緑地や街路樹などの公有地での緑の確保を進めるとともに、市域の3分の2を占める私有地の緑化推進を図るため、緑化地域制度など新たに創設された制度も積極的に取り入れています。緑化地域制度では、最近5年間の緑の減少ペースを上回る年間50ha程度の緑の確保が見込まれ、市全体の緑被率の維持・向上の効果が期待されますが、将来的な緑被率30%という目標達成は現状では困難な状況にあります。

今後は、既存の緑を可能な限り保全し、公共施設や私有地の緑化を一層推進することにより、緑被率の改善を図る必要があります。

③目標 3

将来の望ましい姿として、みどりの拠点となる都市公園等の面積を1人当たり15㎡とします。当面平成22年度までに、1人当たり10㎡を目標とします。

【評価】

都市公園等の面積は平成22年度において市民1人当たり9.4㎡となっており、目標の10.0㎡に近い水準（達成度）にあります。しかし、平成12年度から10年間の面積の伸び（進捗度）は77.8%とやや低く、都市公園等の整備が計画通りには進まなかったといえます。また、全ての都市計画公園緑地を整備するための用地取得にはさらに50年以上を要すると見込まれています。

今後は、名古屋市独自の制度である「オアシスの森づくり事業」のさらなる展開とともに、通常の都市公園事業の枠にとらわれない、新しい発想による公園緑地の確保が必要です。

④計画の構成等について

都市緑地法では、緑の基本計画で必要に応じて定める事項として、「都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項」「特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項」「保全配慮地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項」等が示されていますが、現行計画では、これら3つの事項に関する記述が十分とはいえません。改定にあたっては、計画期間内における都市公園整備や地域制緑地の指定等について検討し、計画的な緑地保全、緑化推進のために可能な限り具体的に改定計画の中に位置づけておくことが望ましいと考えます。

(3) 名古屋市緑の基本計画の課題

現行の「名古屋市みどりの基本計画（花・水・緑 なごやプラン）」では、前述のような目標を定め各種施策を展開してきていますが、関連施策の連携や戦略的に実施していくための方針に具体性が乏しく、また進行管理を行う仕組みづくりが十分ではありませんでした。次期基本計画の策定に際しては、このような点に留意し、各種施策の展開を効率的効果的に行うため、戦略性と進行管理の仕組みづくりを行っていくことが望ましいと考えます。

2 名古屋の緑の現況

(1) 緑被率の低下

名古屋の緑は戦後の市街地の拡大とともに沖積平野や東部丘陵地の緑の大部分が消失し、細分化が進みました。公園や街路樹の整備により緑の確保に努めてきたものの、特に農地と樹林地の消失が著しく、平成 2 年から平成 17 年の 15 年間で、市域面積に対する緑被地の割合は 29.8%から 24.8%へと 5 ポイント低下しました。これは、中村区の面積に相当する緑被地（1,643ha）が失われたこととなります。

ただし、緑被地の減少速度は、平成 2 年からの 5 年間では年間 155ha であったのに対し、平成 12 年から 17 年までの 5 年間では年間 37ha にとどまっており、緑の減少傾向が緩やかになりつつあります。

(2) 緑の質の変化

緑地は、面積が大きくまとまりがあり、複数の緑地がネットワーク化されているほど、緑の機能が高まります。例えば、生き物の生息空間としての質が向上し、また、ヒートアイランド現象対策として都市の気候を和らげたり、市民の自然とのふれあい活動の場の確保、緑豊かな景観形成など様々な面で、より大きな機能を発揮します。

しかし、名古屋の緑は、都市化の進展に伴って大きな塊の緑が分断され、細分化される傾向にあります。また、まとまりのある規模の樹林地であっても、それぞれが市街地によって分断されています。

①生物多様性の低下

都市化の進展や緑の減少は、野生生物の生活の場を奪い、生物多様性の低下につながります。また、緑の質の変化による生物多様性への影響も懸念されます。

東部丘陵地の雑木林では、ナラ枯れと呼ばれるコナラなどカン類の枯死や、雑木林への竹の侵入が目立ち、人々の生活との関わりの中で育まれてきた里山の生態系は危

機に瀕しています。また、ため池や河川の護岸整備、農地の土地改良などは、都市の安全性向上や生産性向上などに役立つ一方で、水際のコンクリート化等により生物の生息生育環境の悪化にもつながっています。さらに、アライグマやヌートリアをはじめとした外来生物による名古屋本来の生態系への影響も懸念されます。

②地球温暖化による影響

地球温暖化による気温の上昇は、水、食料、沿岸域の安全、健康など幅広い分野で悪影響を及ぼすことが指摘されています。生態系に対する影響も大きく、例えばわずかな平均気温の上昇でもサンゴの白化が増加するといわれています。名古屋市を含む東海地方においては、温暖化が進むと次第に南方系の動植物が侵入してくる可能性があります。その兆候はすでに現れており、例えば1950年代には九州・四国地方を中心に生息していたチョウの一種「ナガサキアゲハ」が、近年は名古屋でもよく見かけられるようになりました。さらに、南方系の動植物が侵入する過程では、東海丘陵要素植物群をはじめこの地域だけに見られる多くの動植物など、生態系への大きな影響の可能性が懸念されます。

また、渇水と洪水のリスクが大きくなるともいわれます。年間降水量の変動の幅が大きくなり、1時間降水量50mm以上の短時間の強い雨が増加する傾向が観測されています。集中豪雨の激化による水害を防止するためには、河川改修や洪水調節施設整備、雨水幹線等の下水道施設に加えて、雨水を地下に浸透させて蓄え、土砂流出を防止するなど多様な働きのある樹林地などの緑を確保していくことが重要となります。

③ヒートアイランド現象の顕在化

衛星画像（平成17年5月25日撮影）による地表面温度分布をみると、東部の樹林地が多く存在する地点や、西部のまとまりのある水田が広がっている地域と比べて、都心域を中心として温度が高くなっています。また、平成17年8月7日に約400名の市民によって実施された気温測定調査では、都心域と東部丘陵で、最大で4℃以上の気温差が観測されました。このように、緑の減少は、ヒートアイランド現象の顕在化につながっているものと考えられます。

④水循環の変化

本来の水循環が失われ土壌への水の浸透が減少し、平成17年には河川への流出が62%と大部分を占めるようになりました。かつて東部丘陵地や沖積平野に多くの緑が存在していた時代には、雨水の大部分が地下に浸透し、河川への流出はわずかであり、健全な水循環が維持されていました。このような水循環の変化の原因として、緑の著しい減少が影響を及ぼしているものと考えられます。

3 緑の基本計画の改定について

(1) 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づき市町村が定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の保全から公園緑地の整備、民有地の緑化推進に関する緑全般のことについて、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにするものです。

(2) 計画の構成

緑の基本計画は、民有地・公有地ともに対象としており、市民や事業者が主役となった緑のまちづくりを進めるため、ソフト・ハード両面から多彩な緑地保全及び緑化推進の施策等を示すものです。

名古屋市の「緑の現況」や「緑を育む取り組み」を整理した上で課題を抽出し、「名古屋市のめざす緑の都市像」を描くべきです。そして、これを実現させるための「基本方針」を定めるとともに、多様な施策を整理した上で、戦略的に取り組むため、特に重要な施策テーマは「リーディングプロジェクト」として位置づけ、具体的な実施方針を定めるべきと考えます。さらに、地域制緑地の指定や都市公園、街路樹の整備等によって、これらの緑をネットワーク化し相互に関連づけるよう、具体的な配置計画を示すことが望ましいと考えます。

(3) 既存計画との関係

次期緑の基本計画は、平成 13 年 3 月策定の「名古屋市みどりの基本計画 花・水・緑なごやプラン」を改定するものです。長期的な施策の一貫性の観点から、現行計画を必要に応じて引き継ぎつつ、近年の社会動向や都市緑化を取り巻く制度改正等を踏まえて見直しを行う必要があります。

名古屋市は、名古屋市基本構想のもとで、名古屋新世紀計画 2010 に沿ってまちづくりを進めているところです。次期緑の基本計画は、名古屋市基本構想を受けた名古屋市の緑に関する総合的な計画となります。

また、「都市計画マスタープラン」「環境基本計画」「景観計画」などの関連計画と連携を図るとともに、広域的な視点から、愛知県が策定している「愛知県広域緑地計画」との整合をとりながら定めることが必要となります。

第2章 めざすべき名古屋市の緑

1 緑を取り巻く潮流

(1) 社会的背景

緑の保全・創出に関する取り組みは、社会の動きを踏まえて推進していく必要があります。

高齢化社会はこれからも一層進んでいきますが、高齢者に配慮した社会資本整備やサービスの提供といった社会的要請への対応とともに、健康な暮らしを支えるために、公園緑地の充実が求められます。

また、いわゆる団塊世代の大量退職により元気な高齢者が急増しており、新たな生き甲斐や健康づくりの場として、緑の活用が考えられます。市民や事業者のまちづくり等への参加意欲も高まりをみせており、都市緑化の分野でも市民や事業者の主体的な取り組みを、さらに広げていく必要があります。

長期的に考えると、名古屋市の人口も将来は減少に転ずることが予想されますが、その結果、土地需要の低下が予見されます。さらに、名古屋市においても気候変動に伴う影響として局地的な豪雨の増加や海水面の上昇などが懸念されます。こうした影響に適応できるような土地利用や健全な水循環を、緑の保全・創出を通じて長期的な視野に立って構築していく必要があります。

(2) 都市の緑をとりまく動向

都市の緑の様々な働きに期待する声が高まっています。

例えば、名古屋市の生物多様性は、生息地の減少、樹林地の荒廃、外来種による影響など危機的状況にあります。私たちの暮らしは生態系から受ける様々なサービスを基礎として成り立っていることを認識し、都市においても生物多様性などの観点から自然環境の保全を進めていくことが重要です。

また、建築物や舗装面の増加、都市活動の活発化、緑被地の減少などが要因となって、都市の気温が郊外よりも高くなるヒートアイランド現象が顕在化していますが、快適な都市環境を維持し、回復するためには、緑をできるだけ確保していくとともに、それらをつなぎ、ネットワーク化していくことが前提となります。

こうした緑の働きを的確に評価し、緑を保全・創出していくための土地利用のあり方も含めた議論が求められています。

(3) 緑に関する制度等

緑の保全・創出を効果的に進めていくためには、関連する法令等にとつて具体的な施策を講じていくことが重要です。平成16年には、景観緑三法の制定により都市緑地保全法や都市公園法等の改正が行われ、都市緑化のための制度等の大幅な充実が図られており、緑地保全地域制度など、新たに創設された制度の活用を検討していく必要があります。

防災に関しては、名古屋市は、東海地震の地震防災対策強化地域および東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されています。震災に備えて避難地等として機能する緑地を確保していく必要があります。

また、名古屋はまちづくりの長い歴史があり、多くの歴史的文化的資産が存在しています。こうした資産と豊かな緑が一体となって存在する、風格のある都市に向けたまちづくりを進めていくことが重要です。

2 緑のまちづくりに対する基本姿勢

(1) めざす都市像

名古屋市の緑は、その多くが戦前から受け継いで守られてきた都市計画公園緑地や風致地区の中に存在しています。一方で、樹林地や農地の大部分は、土地区画整理事業などによって住宅地や商業地となり、街路樹や身近な公園のある街並みへと姿を変えていきました。

日本全体が少子高齢化の問題を抱え、本格的な人口減少社会を迎えようとしています。名古屋市においても、長期的な人口構成の変化や人口減少を見据えて、市民が主役となった成熟社会のまちづくりを考えていく必要に迫られています。その方策のひとつとして、都市における環境インフラの充実により、高齢者を含めたあらゆる市民の豊かな生活を支え、いきいきとした暮らしを実現していくことが重要となります。つまり、市民が日常生活の中で緑を目にし、緑に包まれた健康で快適な暮らしを維持し、緑豊かな地域の環境に誇りと愛着を持つことのできるようなまちをめざすべきです。

今ある既存の緑をできる限り守り、街の中に新しい緑を育てて増やしていくとともに、街の中の緑と豊かな自然が残っている名古屋近郊の樹林地や農地などを、道路、河川、公園緑地などの空間を活用して結びつけることによって、多様な生き物を都市の中に呼び込み、全ての市民が自然の恵みを感じることで、自然と共生することのできる持続可能な都市（自然共生都市）を実現していくことが重要と考えます。

以上より、名古屋市のめざすべき都市像を「緑と水の豊かな自然共生都市」と提言します。

なお、緑のまちづくりは、市民・事業者・行政が共に協力し合って取り組んでいくことを基本とし、緑を守り、身近な緑とふれあい、充実した市民生活や事業活動を行うことのできるまちをめざす必要があります。

また、「めざす都市像」を実現するためには、まとまりのある樹林地などの「緑の拠点」と緑豊かな道路や河川によって、緑や水辺をつなぐようなまちづくりが必要です。そこで、庄内川以西の田園地域や堀川・中川運河に沿った地域、及び東部丘陵地を「緑と水の回廊ゾーン」と位置づけ、広域的な緑のネットワーク形成を図るとともに、伊勢湾から運ばれる海風を市街地の中まで導くことが重要と考えます。

(2) 基本方針

これまで実施してきた緑の基本計画の評価や名古屋市の緑を取り巻く潮流などを踏まえ、緑の施策に関する基本的な考え方や取り組みの進め方を示します。

①方針Ⅰ みんなで取り組む緑のまちづくり ～“眺める緑”から“関わる緑”へ～

健康で快適に日常生活をおくることのできる緑豊かな街並みを形成するため、市民や事業者と行政がそれぞれの立場から緑化と緑の保全に取り組み、また共に協働しながら緑のまちづくりを進める必要があります。

- ・ 公共施設や民有地を緑化して、緑豊かな街並みをつくる
- ・ 公園の管理・運営に公園経営の視点を導入する
- ・ 民有地の緑の保全と創出活動に市民や事業者等と協働で取り組む
- ・ 緑を活かして楽しむための施策を展開する

②方針Ⅱ 人と生き物が快適に暮らすまちづくり ～みち・みず・みどりのネットワーク化～

多様な動植物が暮らせる都市環境をつくり、日常生活の中で身近に豊かな自然を感じることができるまちを実現するため、既存の樹林地や水辺の環境を保全するとともに、これらの緑を緑化によりつなぐ必要があります。

- ・ 緑のネットワーク化により、緑と水の回廊ゾーンの形成をめざす
- ・ 緑の質を向上させ、多種多様な生き物が暮らせる都市環境をつくる
- ・ 公園緑地や樹林地等では、生態系を維持できるよう保全・再生する

③方針Ⅲ 既存の緑を大切にすまちづくり ～緑の骨格となる既存ストックの保全～

まとまりのある規模の樹林地や農地を守り、環境保全やレクリエーション等の拠点としての活用を進めます。また、市民が日常的に緑とふれあうことのできる環境を確保するため、公園緑地や古くから人々に親しまれてきた社寺の緑など、既存の緑のストックを保全する必要があります。

- ・名古屋の緑の拠点となっている都市計画公園緑地内にある私有樹林地を多様な手法で確保する
- ・既存ストックである私有樹林地・農地などを保全する

3 緑の将来目標の設定

緑のまちづくりの進捗状況を表す指標として、緑被率や都市公園等の整備面積などについて、次期緑の基本計画の目標年次である平成 32 年（2020 年）の「緑の将来目標」を、次の通り提言します。

①目標 1：市民協働による緑のまちづくりを進める

市民や事業者が主役となった緑のまちづくりを展開し、またその裾野を広げていくため、環境保全や公園の管理など様々な場面での市民等の取り組みを活発にする必要があります。

- 目標 1-1 計画期間内の 10 年間で、市民の 2 割以上（延べ 40 万人以上）が緑のまちづくり活動に携わります。

（緑のパートナーの活動をはじめとする主な緑のまちづくり活動に携わった市民の年間延べ人数は、平成 21 年度は 11,500 人でした。）

②目標 2：緑におおわれた空間を拡大する

緑の減少傾向が続いており、今後も大幅な緑被地の増加は見込みにくい状況にあります。しかし、既存の緑を極力保全するほか、緑化地域制度による街区の緑化、街路樹の育成など、新たな緑の創出に向けた施策を展開することにより、平成 32 年度には現状よりも緑が多い状況をめざす必要があります。

- 目標 2-1 緑被率は、当面は市域面積の 3 割を確保することをめざします。

（平成 17 年度は 24.8 %でした。）

- 目標 2-2 都市公園等の面積は、一人当たり 10 m²、長期的には一人当たり 15 m²をめざします。

（都市公園等（街区公園、近隣公園、総合公園などの都市公園と、農業公園、どんぐりひろば、公共空地、市民緑地、港湾緑地などの都市公園に類する施設）の、一人当たりの面積は、平成 22 年度は 9.4 m²でした。）

③目標 3：既存の緑の空間を保全する

都市公園の整備の推進とともに地域制緑地制度等を活用することによって、民有樹林地や農地の減少を食い止め、市民が関わり楽しめる緑を増やす必要があります。

●目標 3-1 まとまりのある緑の減少を抑制し、可能な限り維持することに努めます。

(平成 17 年度の緑の現況調査(緑被率調査)の結果、連続して 1ha 以上の面積規模を有する緑被地の数と合計面積は、807 箇所、(平成 17 年度の緑の現況調査(緑被率調査)の結果、連続して 1ha 以上の面積規模を有する緑被地の数と合計面積は、807 箇所、3,807.8 ha でした。)

●目標 3-2 農地の減少を抑制し、可能な限り維持することに努めます。

(平成 17 年度の緑の現況調査(緑被率調査)により把握された農地の面積は、1,320.0 ha でした。)

第3章 施策の進め方

1 重点的テーマの検討

人と生き物が快適に暮らせる豊かな都市環境をつくるため、既存の緑を保全し、公共施設や民有地の緑化、緑陰街路の形成、多自然川づくりなどを選択と集中により効率的に進め「緑と水の豊かな自然共生都市」を実現することが重要です。

そこで、前章に掲げた3つの基本方針を踏まえて、緑の将来目標の実現性を高めるために特に重点的な取り組みが必要となるテーマを「リーディングプロジェクト」として提言します。「リーディングプロジェクト」はいくつかの施策から構成され、それらの施策間の連携をとりながら推進していくものとします。

「緑と水の自然共生都市」の実現に向けた取り組みは、市民の理解と協力を得ながら進めるものであり、市と市民や事業者が協力して進める取り組みや、市民や事業者に主体的な役割を期待するものを含んでいます。

リーディングプロジェクトとして、以下の3つのテーマを提案します。

- ・ Project1 市民パワーで緑のまちをつくる
- ・ Project2 緑と水の回廊をつくる
- ・ Project3 今ある緑を可能な限り保全する

2 リーディングプロジェクトの設定

(1) 市民パワーで緑のまちをつくる

市民や事業者が主役となり、市と市民等が協働で緑のまちづくりを行う輪を広げていくための取り組みを進める必要があります。

①プロジェクトの概要

緑のまちづくりへの市民参加を通じて、豊かさを実感できるような社会を実現していくために、市民や事業者が主役となって緑のまちづくりを行えるような仕組みづくりを行うことが望まれます。緑を取り巻くあらゆる局面で、市は市民や事業者等と協働し、共に問題の解決を図り、公園や樹林地、農地等の維持・管理・活用の取り組みを進めることが必要です。

②市民参加の裾野の拡大

・街の景観形成における市民協働

街の中の緑の景観は、主に地域住民や事業者のガーデニング、花づくりなどの活動によって形成されるものです。市民が中心となったオープンガーデンの展開などにより、園芸文化の普及を通じた緑のまちづくりを進めていくことが望ましいと考えます。

・公園緑地における市民協働

身近な公園緑地は、近隣住民の健康づくりの場等としての利用を目的としており、利用者のニーズに合った整備や維持管理が重要となります。引き続き公園愛護会等による活動を支援していくことに加え、より多くの市民が公園緑地の維持管理等に携わるよう、活動の裾野を広げていくことが望ましいと考えます。

・民有樹林地における市民協働

民有地の樹林地は、土地所有者と市民や事業者が協力して維持管理を行い、樹林地を活用した自然とのふれあいの場や自然環境学習などを推進していくべきと考えます。

・農地における市民協働

都市の農地は、環境保全や防災などの役割を果たしており、計画的に保全する必要があります。そこで、農業振興施策の充実や「農」のある暮らしの推進を図るとともに、市民等の参加を得ながら農地を保全・活用する取り組みを進めることが重要となります。

③市民団体等との連携

まち全体の緑を充実させていくためには、住宅地等の民有地での緑化推進が重要となることから、市民の緑化への関心を高め、緑化の取り組みを促していく必要があります。

このため、緑に関連する市民団体等と連携して、緑化に関する情報提供や都市緑化イベント、学習講座などを推進するべきと考えます。また、今後の緑の保全・創出に関する施策検討の基礎資料となる緑の調査等においても、市民団体等の有する情報や活動力の提供を受けるなど、市民等との連携を強化することにより、広がりのある緑のまちづくりをめざすことが重要となります。

(2) 緑と水の回廊をつくる

既存の緑を保全しながら新たな緑を創出することによって、緑と緑そして水をつないでいく必要があります。そこで、緑と水のネットワーク化を重点的に進める区域を定め、緑の機能の向上を効率的に図っていくことが望ましいと考えます。

①プロジェクトの概要

既存の樹林地や農地、河川やため池などをつないでいくため、緑の保全・創出の取り組みを進める必要があります。緑の保全・創出は、既存の河川や広幅員道路を軸とした一定の区域において、優先的に推進することが効果的となります。名古屋市の地形を特徴づける「東部丘陵地」「沖積平野」「洪積台地」の各区域において、主要な河川や広幅員道路を包含するゾーンを抽出し「緑と水の回廊ゾーン」と位置づけるとともに、ゾーンに含まれない荒子川や山崎川などの河川、広小路通や環状線などの道路においても、選択集中的に緑化施策を展開することが望まれます。特に「緑と水の回廊ゾーン」では「緑と水の回廊形成区域」を設定し、重点的な緑化に取り組むことが望ましいと考えます。

②河川と道路を活用した緑化

水辺空間は都市における貴重なオープンスペースです。また、道路は市域全体に網目のように張り巡らされ、緑のネットワークを形成する上で重要な空間となります。そこで、水辺や道路を中心としてまとまりのある樹林地や農地を結び、自然環境の連続性を確保していく必要があります。

このため、河川は自然に配慮した整備を進めるとともに、市民が身近に自然とふれあえる空間と位置づけます。また、広幅員道路中心に、樹冠の大きな街路樹によって緑で覆われた「緑陰街路」として豊かな緑を育て、人と生き物がすみやすく、自由に行き来できるような空間を形成していくことが期待されます。

③まちなかの緑の形成促進

市街地内の公共施設や民間の事業所・宅地などにおける緑は、それぞれの規模は小さい点の緑であっても、緑豊かな都市景観を形成し、人々の心にうるおいを与え、多様な生き物を支えるなど、都市には欠かすことのできない存在といえます。

このため、公共施設や学校等では率先して敷地内の緑化を行う必要があります。また、私有地に対しては、市民や事業者に対する都市緑化の普及・啓発を継続的に行うとともに、緑化地域制度等により緑化を進めていく必要があります。

④人と生物がすみやすい環境づくり

樹林地や農地、水辺、街路樹などの緑の保全・創出に際しては、生物多様性保全の観点も含めて検討し、質の高い緑地の創出を図る必要があります。

⑤「緑と水の回廊形成区域」の設定

ア 区域設定の考え方

緑と水のネットワークの形成にあたっては、広幅員道路における緑化や河川での自然に配慮した環境づくりを中心として、周辺の緑の拠点や市街地の緑をつないでいく

ことにより進めます。そこで、緑陰街路、多自然川づくり、民有地緑化などの取り組みを重点的に実施していく区域として、「緑と水の回廊形成区域」の設定を提案します。

イ 各区域における緑と水の回廊形成の方針

(ア) 天白川・植田川区域

東部丘陵地帯の樹林地の緑や変化に富んだ地形は、多様な植生を形成し、昆虫や小動物などの生息場所となり豊かな生態系を維持しています。またこの区域に降った雨は、地下へ浸透し、やがて湧水となり、植田川、天白川から海へと注がれます。豊かな生態系を形成する緑の拠点を連携させることで、多くの生き物を往来させ、人々に安らぎとうるおいが感じられる地域を創出していくことが期待されます。

(イ) 戸田川区域

庄内川の西側一帯に広がる田園地帯は、江戸時代以降の干拓によってでき、農業用水路が網の目のように整備され農耕が営まれてきました。水田は、戸田川を介して日光川から伊勢湾へとつながっています。なごや西の森づくりが行われている戸田川緑地と周辺の水田を、農業用水路や戸田川により結び、多様な生態系を育む地域として位置づけ保全していくことが期待されます。

(ウ) 都心区域

都心区域には、名古屋城築城とともに切り開かれた堀川や新堀川を軸に、名古屋城と名古屋港を結ぶネットワークがあります。堀川や新堀川は、かつては城下町に住む人々の生活を支えるとともに、舟運に活用され名古屋の産業を支え、まちににぎわいを創り出してきました。これらの水辺をうるおいある空間に改善していくとともに、街路樹等の緑と水辺を結び、都心に涼しい風を送り込む「風の道」を導入するようなまちづくりを行うことが重要です。

また、名古屋駅の南に広がる大規模再開発エリア「ささしまライブ 24」は、旧国鉄笹島貨物駅跡地の約 12.4ha と中川運河船だまり周辺を含む地区で、今後、本格的な開発が動き出します。土地区画整理事業や民間活力による土地利用を図りながら、積極的に緑の創出と、中川運河を活用した水辺づくりを行うことが望まれます。

(3) 今ある緑を可能な限り保全する

民有の樹林地や農地の減少を食い止めるため、保全配慮地区の設定など、緑地保全のための施策を進める必要があります。

①プロジェクトの概要

名古屋市は市域のほぼ全域が市街化しており、良好な都市環境を維持していくため

には、残された緑の保全が重要です。特に市域東部の丘陵地に存在する東山公園や相生山緑地など都市計画公園緑地内のまとまりある樹林地は名古屋市の緑の骨格をなしていますが、事業未着手で私有地の区域では開発に対しての対抗措置が十分であるとはいえません。また、都市計画公園緑地以外にも比較的規模の大きな樹林地や、地域に点在する小規模な緑や景観的に重要な樹木もあり、これらの保全手法の確立が期待されます。

これ以上の樹林地の減少を食い止めるためには、早急に保全措置を講じていく必要があります。このため、都市緑地法により緑の基本計画に規定されている保全配慮地区を新たに設定するとともに、新たな緑地保全のための仕組みを構築するなど、あらゆる手法を用いて、緑地保全を図ることが望まれます。

②都市計画公園緑地の樹林地確保

都市計画公園緑地内では建築の制限により一定の土地利用の規制がかかります。しかし、先行取得資金の減少などにより、今後も長期間にわたって事業着手の見込みが立たない区域では、土地利用の転換などにより既存の緑が失われてしまう可能性があり、開発に対する対抗措置が十分であるとはいえません。このような区域についても土地所有者の理解を得ながら保全しつつ、オアシスの森づくり事業の継続とともに、通常の都市公園事業の枠にとらわれない、新しい発想による公園緑地の確保を図ることが望まれます。

③樹林地と農地の保全

名古屋に残された樹林地の多くは都市計画公園緑地内に存在しますが、一方でこのような都市計画等の制度による保全策が講じられていない私有樹林地も少なからず残っており、高い開発圧力にさらされています。また、都市内に貴重なオープンスペースを提供している農地も、年々減少しています。

このような私有樹林地や農地の保全を重要な課題としてとらえ、対策を講じる必要があります。

④緑を維持管理するための仕組み

名古屋の樹林地は、かつては人々の暮らしの中で利用されて育まれてきた里山ですが、人による管理が行われなくなってから長期間が経過し、今では人が立ち入ることができないよううっそうとした樹林地が増えています。また、街の中にある大木は、地域のシンボルにもなり、地域景観を構成する重要な資源ですが、落ち葉の片付けや隣家への日照阻害などが問題となり、強剪定されたり、時には伐採されることもあります。

このような里山や地域樹木について、所有者や市民が協力して健全な状態で維持管

理していくための取り組みを進めていくことが望まれます。

⑤保全配慮地区の設定

ア 地区設定の考え方

保全配慮地区は、概ね 1ha 以上のまとまりのある樹林地に設定し、保全タイプと誘導タイプの 2 つ大別します。保全タイプは未買収の民有樹林地が残る都市計画公園緑地の区域を対象とし、誘導タイプは都市計画公園緑地以外の民有樹林地を対象とします。

(ア) 保全タイプ

- ・未買収の民有樹林地が存在する都市計画公園緑地

(イ) 誘導タイプ

- ・保全を図るべき 1ha 以上の規模を有する樹林地
- ・生物多様性の保全の観点から重要な樹林地、湿地等を含む地域
- ・市民が自然とのふれあいの場として利用している樹林地、または今後の利用が望ましいと考えられる樹林地
- ・小規模な樹林地が高密度に分布している地域

イ 樹林地の評価の実施

保全配慮地区の樹林地について、生物多様性や市民の利活用・保全活動等の状況などを踏まえて分類・評価を行い、保全の重要性や優先順位、保全方策などについて検討します。

ウ 保全配慮地区における施策

(ア) 保全タイプ

- ・オアシスの森づくり事業の展開

まとまった樹林地のある公園緑地では、緑地を保全するためオアシスの森づくり事業をさらに展開し、市民協働での森づくり活動の輪を一層広げる必要があります。

- ・用地確保のための資金確保

優先的に保全すべきと判断される公園緑地の区域内の民有樹林地については、新たな事業手法の展開や先行取得資金の充実、さらには買取りのための基金を設置するなど、機動的な対応が可能となるよう検討するとともに、関係権利者の方々の理解を得ながら用地確保に努めていくことが望まれます。

- ・緑地を保全する制度の活用検討

ある程度のまとまりをもった区域で関係権利者の同意が得られた場合は、特別緑

地保全地区など地域制緑地の指定や、樹林地等における管理協定制度などを活用し、緑地を保全すると同時に市民の利用に供するとともに、樹林地等の所有者の負担を軽減させることが望めます。

(イ) 誘導タイプ

・開発事前協議制度

民間による緑地の開発計画時における事前の申し出、協議等の手続きについて、緑のまちづくり条例等に定めることを検討すべきです。制度の適用区域は保全配慮地区とし、規則等に定めることが考えられます。

【制度概要案】

- ・木竹の伐採、土地の形質の変更等、一定の条件に該当する行為を行おうとする者は、行為の許認可や確認申請等の前に、市長に申し出ることを義務づける。
- ・開発計画に関する地域住民等への説明会の開催を求める。
- ・市と事業者は、緑地保全に関する協定を締結する。
- ・保全に配慮した開発計画とするよう条例に基づく指導を可能とする。
- ・木竹の伐採、緑地率等について、協議や指導の際の基準を定める。

・都市計画制度等の活用による樹林地保全

樹林地の評価に基づき、必要に応じて特別緑地保全地区等、法令に基づく各種の制度を活用することにより、保全配慮地区内の樹林地の保全を図ることが望めます。

・樹林地と一体となって良好な自然環境を形成している農地の保全

生産緑地地区制度の追加指定を進めるとともに、同制度の対象とならない小規模な農地等についても、市民農園による利用と保全を行うことが望めます。

・緑地の維持管理

薪炭の採取や落ち葉かきなど土地所有者による利用が行われなくなった雑木林は荒廃し、生物多様性が低下していきます。こうした樹林地を開発から守るとともに、市民に親しまれ多様な生き物を育む森にしていくため、土地所有者へ税の軽減等の優遇や市民による維持管理活動を支援していくことが望めます。

3 緑の配置計画

リーディングプロジェクトを含めた総合的な緑地保全、緑化推進、及び都市公園等の整備を推進していくため、以下のとおり緑の配置の方針に関する計画を示します。

(1) 緑地保全の計画

既に市のほぼ全域が市街化した名古屋においては、良好な都市環境を保全し、市民のうるおいのある暮らしを確保するために、残された樹林地や農地を可能な限り保全していく必要があります。地域制緑地や都市公園など、様々な手法を用いて、継続的に緑地の保全を進めていくことが望まれます。

①緑地保全の方針

ア まとまりのある樹林地

東部丘陵地に点在するまとまりのある規模の樹林地は、大部分は都市計画公園緑地に指定されていますが、用地未取得の部分が多く残されています。地域制緑地の指定や借地対応などの手法を用いて、都市計画公園緑地の樹林地の保全と市民利用を進めることが望まれます。

また、まとまりのある民有樹林地であっても、緑地保全のための措置が十分ではないものが多く存在しています。これらの樹林地の果たしている機能等を適切に評価するとともに、可能な限り地域制緑地などとして確保し、自然環境を保全する必要があります。

樹林地の保全は、開発行為に対する規制や土地の買取などによって面的に保全するだけでなく、里山としての豊かな生態系の保全につながるよう、土地所有者と市民や事業者・行政の協働による維持管理を進めることが望ましいと考えます。

イ 小規模な樹林地

各地の社寺の緑など、小規模ながらも地域のランドマークとなったり、市民の憩いの場や身近な自然とのふれあいの場などとして親しまれてきた樹林地については、所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区等の地域制緑地や保存樹・保存樹木等、地域樹木の登録などにより保全を図るべきと考えます。

ウ まとまりのある農地

港区や中川区の市街化調整区域に広がる広大な農地は、農業振興地域内の農用地区域の保全を図るとともに、農業後継者の育成や農業経営の支援などを行うことにより、優良農地の保全を図ることが重要です。

市街化区域内の農地については、可能な限り生産緑地地区として保全していくことが望まれます。また、都市の農地が有する防災機能、治水機能、景観機能、環境保全機能など多面的な機能を確保しつつ、市民が「農」とふれあい、「農」を取り入れた暮らしの実践を通じ、ゆとりある市民生活を実現するため、地産地消や市民農園の開設等を推進していくことが必要です。

②地域制緑地等の指定及び保全に関する事項

ア 風致地区

(ア)指定状況

風致地区は、良好な自然的環境を形成している土地の区域のうち、都市の風致の維持が必要な区域に都市計画で定めることができる地域地区です。名古屋市では、自然的景観を保全することや緑と調和した低層住宅地を形成することをめざして、東部丘陵地を中心に 18 箇所 2,994.8 ha を指定しています。そのうち第 1 種風致地区が 2,670.8 ha、第 2 種風致地区が 324.0 ha となっています。

(イ)緑地の保全の方針

・風致地区の区域の新規指定

風致地区の新たな指定は、樹林地の最小保全面積の目安といわれている概ね 10ha 以上のまとまりがある樹林地であり、都市計画公園緑地や特別緑地保全地区などによる保全が担保されていない地域の指定を検討することが望ましいと考えます。

イ 保全配慮地区

現在、都市計画等による十分な保全措置がとられていない樹林についても、可能な限り保全を図るため、先述した通り保全配慮地区を設定し、多様な手法の組み合わせにより、地区の自然的環境の保全を図る必要があります。また、関係権利者の合意が得られれば、緑地保全地域、特別緑地保全地区など都市計画による保全施策の実施を検討することが望ましいと考えます。

ウ 特別緑地保全地区・緑地保全地域

(ア)指定状況

特別緑地保全地区は、特に自然的環境の優れた樹林地、草地、水辺などについて、建築等の行為を制限することにより、現状のまま緑地の保全を図るものであり、72 箇所 190.5 ha が指定されています。

都市緑地法に基づく緑地保全地域は、生物多様性の確保や地域住民の健全な生活環境などの観点から保全すべき樹林地等を指定し、適正な保全を図るものですが、先般、制度の適用について答申したところであります。

(イ)緑地の保全の方針

・特別緑地保全地区の区域の新規指定

社寺林など比較的規模の小さい樹林地については、これまでも特別緑地保全地区として保全を図ってきましたが、さらに都市計画公園緑地の区域内で未買収樹林地

等がある場合にも土地所有者等の理解と協力を得ながら、指定の検討をすることが望ましいと考えます。

- ・緑地保全地域の区域の新規指定

緑地の保全と都市開発の調和をめざし、東部丘陵地に残されたまとまりのある民有樹林地について、都市計画公園緑地や特別緑地保全地区などによる保全が担保されていない地域の新規指定を検討することが望ましいと考えます。

(2) 緑化推進の計画

道路や公共施設など公有地の緑化、工場や住宅など民有地の緑化により、まち全体の緑の量を増やし、豊かな緑を感じることでできる街並みを形成していくことが必要です。

①緑化推進の方針

ア 地域特性に応じた緑化方針

道路の緑化は厳しい環境に耐えることのできる樹木を活用する必要があり、従来は外来種が多く用いられてきました。また、公園緑地においても整備目的に応じて外来種が活用されてきました。今後は生態系への影響が少なく、名古屋の風土にふさわしい在来種も活用しながら緑化を推進します。

イ 公有地の緑化

街路樹によって、市街地の隅々まで緑豊かな都市景観を形成していくことが期待されます。特に広幅員道路では、街路樹を育成し、可能であれば緑地帯の設置や拡充など、緑陰街路の形成を進めることが望ましいと考えます。

河川は、生物多様性に配慮した自然豊かな環境を創造することが重要です。そのため、河川敷への緑地の配置などにより、河川を中心とした緑の軸を形成していくことが重要です。

市の庁舎などの公共施設は、緑化地域制度等による基準に5%上乗せした水準の緑化を目標とし、敷地内の緑化を進めていますが、環境教育の観点から、各種教育施設において敷地内の緑化や緑のカーテンなどにより緑化を進めていくことが期待されます。

都市公園は、良好な都市景観を形成し、市民の身近な自然とのふれあいの場となるよう、広場の芝生化や樹木を中心とした緑化を行うとともに、多様な生物を育むビオトープとしての環境を確保していくことが必要です。

ウ 民有地の緑化

緑化地域制度や助成制度などを活用して、地域ごとの市街地の特性に応じた緑化を誘導することが必要です。特に、緑の少ない都心部などでは、屋上・壁面緑化なども

含めた緑化を進め、地域全体の緑の増大を図るとともに、風致地区や地区計画などの制度を活用し、緑豊かな住宅地等を形成していくことが望ましいと考えます。

(3) 都市公園等整備の計画

市民の身近な街区公園の整備、大規模な公園緑地、河川敷緑地や緑道のネットワークの形成を進めていくことが必要です。

①都市公園等整備の方針

ア 身近な都市公園等の整備

全ての市民が、歩いて行ける身近な場所に交流や遊びの場を持つことができるように、オープンスペースを確保する必要があります。街区公園等が特に不足している地域（街区公園適正配置重点促進学区・街区公園適正配置促進学区）では、優先的に配置・整備を進めることが望まれます。また、公園整備と併せて、社寺境内地や学校のグラウンドなどのオープンスペースを身近な緑地として位置づけ、有効活用を検討することが期待されます。

イ 緑の拠点となる都市計画公園緑地の整備

大規模な公園緑地は、計画的に整備を進めるとともに、借地手法などを用いて早期に市民に開放していくことが期待されます。

東山動植物園、名城公園、久屋大通公園などは、歴史・文化や地域の活力を活かしながら、さらに魅力的で市民から愛される公園となるよう、再整備を推進していくことが望まれます。

ウ 緑道のネットワーク

緑道は、緑や安全性、快適性に配慮した緑豊かで人間や生き物にやさしい道であり、緑道整備基本計画に基づいて整備が進められてきました。今後も、沿道住民や関係機関の理解と協力を得ながら、緑道を系統的に整備していくことが望まれます。

第4章 計画の進行管理と見直しの方法

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

次期緑の基本計画の推進に関する総合的な調整と相互連携の強化を図っていくことが期待されます。また、全庁をあげて目標の実現に取り組み、特にリーディングプロジェクトを推進していくために、関係各課の連携・協力関係を一層高度化することが望ましいと考えます。

さらに、次期緑の基本計画の推進にあたって、重要な施策課題等については緑のまちづくり条例第40条に基づく「名古屋市緑の審議会」において審議を行い、適切な対応をとっていく必要があります。

(2) 市民・事業者等との連携

緑の保全・創出には、市民や事業者等の主体的な参画が必要となります。計画の目標やリーディングプロジェクトなどを共有しながら、市民・事業者・行政の協働によって、緑のまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

2 計画の評価と見直し

関係各課連携のもと、次期緑の基本計画の施策・事業の実施状況や緑被率、都市公園の整備状況等を整理し、評価を行うことが必要となります。評価は概ね5年ごとに行うことが考えられ、評価結果は公表し、市民や事業者の皆さんからの意見等を収集するなどして、必要に応じて計画を見直していくことが望ましいと考えます。

おわりに

現行の緑の基本計画「花・水・緑 なごやプラン」が策定されてから 10 年近くが経過しました。その間、気候変動や生物多様性の低下といった地球規模の環境問題が顕在化し、都市の緑にもより重要な役割が求められるようになっていきます。

これに対応するようにして名古屋市では、特別緑地保全地区や市民緑地などの各種制度を活用し、積極的に緑の保全に努めてきました。また、緑化地域制度を全国に先駆けて導入しており、市街地内の緑の創出が期待されます。

本答申では、めざす都市像を「緑と水の豊かな自然共生都市」とし、緑被率の当面の目標を 30% としましたが、この達成は容易ではありません。名古屋市の緑は、依然として減少傾向が続いていますが、この 10 年では減少速度がやや緩やかになっています。次期緑の基本計画の計画期間内においては、都市の緑の骨格を形成する都市計画公園緑地の事業推進や、現状凍結的に緑地を保全する特別緑地保全地区の指定など諸制度の活用、都市の緑のネットワーク形成の視点等から着実に施策を進めていくことが必要です。特に近年顕在化しているヒートアイランド現象の緩和、COP10 開催都市を意識した生物多様性の保全など都市の環境を保全するために重要な緑や、都市の防災上重要な緑などについて、市全体として総合的かつ戦略的な方針に基づき方策を講じていく必要があります。

このため、これからも継続的に緑の現況や生態系の状況、都市気候の状況などを把握していくとともに、保全すべき樹林地を科学的な評価に基づいて選定し、市民や関係者に保全の必要性を訴えるなど、筋道を立てて対策を講じていくことが重要です。

緑の保全・創出は、今後は市民が主役となって進めることが望ましいものです。次期緑の基本計画の策定にあたっては、パブリックコメント等によって市民の意見を十分に反映し、市民に広く周知するとともに、実効性の高い計画となることを期待します。

緑の審議会における審議経過等

- 平成 20 年 11 月 13 日(木) 第 8 回 緑の審議会
 - ・ 緑の基本計画の改定について(諮問)
 - ・ 緑の基本計画検討部会の設置
- 平成 20 年 12 月 25 日(木) 第 1 回 緑の基本計画検討部会
 - ・ 緑の基本計画の検討の進め方
 - ・ 現行緑の基本計画の評価
 - ・ 緑の現況とめざすべき姿
- 平成 21 年 4 月 17 日(金) 第 2 回 緑の基本計画検討部会
 - ・ 計画の体系について
- 平成 21 年 12 月 9 日(水) 第 3 回 緑の基本計画検討部会
 - ・ 緑の基本計画改定スケジュール
 - ・ 計画の概要
 - ・ 計画の構成(案)
 - ・ 緑の現況と課題
 - ・ リーディングプロジェクトについて
 - ・ なごや緑の基本計画の考え方(公聴会の開催について)
- 平成 21 年 12 月 19 日(土) 公聴会
 - ・ なごや緑の基本計画の考え方について
- 平成 22 年 1 月 25 日(月) 第 9 回 緑の審議会
 - ・ 緑の基本計画の改定について(検討状況報告)
- 平成 22 年 3 月 30 日(火) 第 4 回 緑の基本計画検討部会
 - ・ なごや 緑の基本計画の構成
 - ・ 名古屋市のめざす緑の都市像
 - ・ 計画推進のための施策
- 平成 22 年 7 月 21 日(水) 第 5 回 緑の基本計画検討部会
 - ・ 緑の基本計画の改定スケジュール
 - ・ 緑の基本計画の改定について(答申案)
- 平成 22 年 9 月 2 日(木) 第 10 回 緑の審議会
 - ・ 緑の基本計画の改定について(答申)